

各位

ENEOS Power株式会社

「ENEOSでんき約款」および特約・割引契約約款改定のお知らせ（2024年5月13日実施）

- 2024年5月10日付のお知らせにてご案内のとおり、2024年5月13日から「ENEOSでんき」の新メニューであるEV夜とくプランの制定に伴い、各「ENEOSでんき約款」および特約・割引契約約款の内容を改定いたします。その他、参照条文の条数の修正も行っております。
 なお、改定前後の各「ENEOSでんき約款」および特約・割引契約約款（全文）につきましては、[こちら](#)をご確認ください。

ENEOSでんき約款 [北海道エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款															
ENEOSでんき約款 [北海道エリア] (低圧)	ENEOSでんき約款 [北海道エリア] (低圧)															
<p>3 定 義 (1)～(27) (略)</p>	<p>3 定 義 (1)～(19) (略) <u>(20) ベーシックタイム</u> <u>北海道EV夜とくプランにおける、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間をいいます。</u> <u>(21) EVタイム</u> <u>北海道EV夜とくプランにおける、毎日午前1時から午前5時までの時間をいいます。</u> (22)～(29) (略)</p>															
<p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、北海道Aプランまたは北海道Vプランと北海道動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p>	<p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、北海道Aプラン、北海道Vプランまたは北海道EV夜とくプランと北海道動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p>															
<p>13 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>需 要 区 分</th> <th>契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">電 灯 需 要</td> <td>北 海 道 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td>北 海 道 V プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td>電 力 需 要</td> <td>北 海 道 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	北 海 道 A プ ラ ン	北 海 道 V プ ラ ン	電 力 需 要	北 海 道 動 力 プ ラ ン	<p>13 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>需 要 区 分</th> <th>契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">電 灯 需 要</td> <td>北 海 道 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td>北 海 道 V プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td><u>北 海 道 E V 夜 と く プ ラ ン</u></td> </tr> <tr> <td>電 力 需 要</td> <td>北 海 道 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	北 海 道 A プ ラ ン	北 海 道 V プ ラ ン	<u>北 海 道 E V 夜 と く プ ラ ン</u>	電 力 需 要	北 海 道 動 力 プ ラ ン
需 要 区 分	契 約 種 別															
電 灯 需 要	北 海 道 A プ ラ ン															
	北 海 道 V プ ラ ン															
電 力 需 要	北 海 道 動 力 プ ラ ン															
需 要 区 分	契 約 種 別															
電 灯 需 要	北 海 道 A プ ラ ン															
	北 海 道 V プ ラ ン															
	<u>北 海 道 E V 夜 と く プ ラ ン</u>															
電 力 需 要	北 海 道 動 力 プ ラ ン															

現 約 款

新 約 款

16 北海道E V夜とくプラン(1) 適用条件

お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。

イ 北海道E V夜とくプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、北海道E V夜とくプランの適用を決定いたします。

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2) 適用範囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびハに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において、北海道動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数イ アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ロ イ以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトもしくは200ボ

現 約 款

新 約 款

ルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契 約 電 流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ただし、スイッチングの場合は、スイッチング前の他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものいたします。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(5) 契 約 容 量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。

ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

<u>最初の6キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95パーセント</u>
<u>次の14キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85パーセント</u>
<u>次の30キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75パーセント</u>
<u>50キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65パーセント</u>

現 約 款

新 約 款

(6) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表2（燃料費調整）(4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	402 円 60 銭
契約電流 15 アンペア	603 円 90 銭
契約電流 20 アンペア	805 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,207 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,610 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	2,013 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,415 円 60 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	402 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

1 キロワット時につき	41 円 91 銭
-------------	-----------

(ロ) EVタイム

1 キロワット時につき	26 円 28 銭
-------------	-----------

16 北海道動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、北海道Aプランまたは北海道Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなす）が50キロワット未満であること。

17 北海道動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、北海道Aプラン、北海道Vプランまたは北海道EV夜とくプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の

現 約 款	新 約 款
<p>ットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p>	<p>場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p>
<p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(2)～(5) (略)</p>
<p>20 使用電力量の計量</p>	<p>21 使用電力量の計量</p>
<p>(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。)において合計した値といたします。</p>	<p>(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間(ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。)において合計した値といたします。<u>なお、EVタイムの使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月のベーシックタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。</u></p>
<p>(2)～(3) (略)</p>	<p>(2)～(3) (略)</p>
<p>27 力率の保持</p>	<p>28 力率の保持</p>
<p>需要場所の負荷の力率は、原則として、北海道Aプラン<u>または</u>北海道Vプランのお客さまについては90パーセント以上、北海道動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p>	<p>需要場所の負荷の力率は、原則として、北海道Aプラン、北海道Vプラン<u>または北海道EV夜とくプラン</u>のお客さまについては90パーセント以上、北海道動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p>
<p>30 供給の停止</p>	<p>31 供給の停止</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>(3)お客さまがその他この約款<u>および</u>当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p>	<p>(3)お客さまがその他この約款<u>または</u>当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>40 解約等</p>	<p>41 解約等</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。</p> <p>イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロお客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。</p> <p>イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロお客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合</p>

現 約 款	新 約 款
<p>金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合</p> <p>ニ お客さまがこの約款に違反した場合</p> <p>ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月1日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>別 表</u></p> <p>3 契約容量および契約電力の算定方法 15 (北海道Vプラン) (4)イの場合の契約容量および <u>16</u> (北海道動力プラン) (3) イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	<p>ニ お客さまがこの約款に違反した場合</p> <p>ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合</p> <p><u>へ 北海道EV夜とくプランのご契約中に 16 (北海道EV夜とくプラン) (1) イまたはロに該当しないこととなった場合</u></p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月13日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>別 表</u></p> <p>3 契約容量および契約電力の算定方法 15 (北海道Vプラン) (4)イ、<u>16 (北海道EV夜とくプラン) (5)イ</u>の場合の契約容量および <u>17</u> (北海道動力プラン) (3) イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$

ENEOSでんき約款 [東北エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款

ENEOSでんき約款 [東北エリア] (低圧)

3 定 義

(1)～(27) (略)

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、東北Aプランまたは東北Vプランと東北動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	東 北 A プ ラ ン
	東 北 V プ ラ ン
電 力 需 要	東 北 動 力 プ ラ ン

新 約 款

ENEOSでんき約款 [東北エリア] (低圧)

3 定 義

(1)～(19) (略)

(20) ベーシックタイム

東北EV夜とくプランにおける、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間をいいます。

(21) EVタイム

東北EV夜とくプランにおける、毎日午前1時から午前5時までの時間をいいます。

(22)～(29) (略)

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、東北Aプラン、東北Vプランまたは東北EV夜とくプランと東北動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	東 北 A プ ラ ン
	東 北 V プ ラ ン
	<u>東北EV夜とくプラン</u>
電 力 需 要	東 北 動 力 プ ラ ン

16 東北EV夜とくプラン

(1) 適用条件

お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。

イ 東北EV夜とくプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、東北EV夜とくプランの適用を決定いたします。

現 約 款

新 約 款

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2)適用範囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびハに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において、東北動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

イ アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ロ イ以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ただし、スイッチングの場合は、スイッチング前の他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがありま

現 約 款

新 約 款

す。

(5) 契 約 容 量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。

ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表 3 (契約容量および契約電力の算定方法) によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量 (入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 6 (負荷設備の入力換算容量) によって換算するものいたします。) に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5 (契約負荷設備の総容量の算定) によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(6) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額および別表 2 (燃料費調整) (4) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものいたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	369 円 60 銭
--------------	------------

現 約 款

新 約 款

16 東北動カプラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1 需要場所において、東北Aプランまたは東北Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

20 使用電力量の計量

(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。

契約電流 15 アンペア	554 円 40 銭
契約電流 20 アンペア	739 円 20 銭
契約電流 30 アンペア	1,108 円 80 銭
契約電流 40 アンペア	1,478 円 40 銭
契約電流 50 アンペア	1,848 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,217 円 60 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369 円 60 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

1キロワット時につき	36 円 36 銭
------------	-----------

(ロ) EVタイム

1キロワット時につき	29 円 85 銭
------------	-----------

17 東北動カプラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1 需要場所において、東北Aプラン、東北Vプランまたは東北EV夜とくプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

21 使用電力量の計量

(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。なお、EVタイムの使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月のベーシックタイムの使用電力量を差

現 約 款	新 約 款
<p>(2)～(3) (略)</p> <p>27 力率の保持 需要場所の負荷の力率は、原則として、東北Aプラン<u>または</u>東北Vプランのお客さまについては90パーセント以上、東北動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>30 供給の停止 (1)～(2) (略) (3)お客さまがその他この約款<u>および</u>当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (4) (略)</p> <p>40 解約等 (1) (略) (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。 イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロお客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合 ニ お客さまがこの約款に違反した場合 ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合 (3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月1日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>別 表</u></p> <p>3 契約容量および契約電力の算定方法 15(東北Vプラン) (4)イの場合の契約容量および <u>16</u>(東北動力プラン) (3)イの場合の契約電</p>	<p style="text-align: center;"><u>し引いた値といたします。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>28 力率の保持 需要場所の負荷の力率は、原則として、東北Aプラン、<u>東北Vプラン</u><u>または東北E V夜とくプラン</u>のお客さまについては90パーセント以上、東北動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>31 供給の停止 (1)～(2) (略) (3)お客さまがその他この約款<u>または</u>当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (4) (略)</p> <p>41 解約等 (1) (略) (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。 イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロお客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合 ニ お客さまがこの約款に違反した場合 ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合 <u>へ 東北E V夜とくプランのご契約中に16(東北E V夜とくプラン) (1)イまたはロに該当しないこととなった場合</u></p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月13日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>別 表</u></p>

現 約 款	新 約 款
<p>力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	<p>3 契約容量および契約電力の算定方法</p> <p>15（東北Vプラン）(4)イ、<u>16（東北EV夜とくプラン）(5)イ</u>の場合の契約容量および 17（東北動力プラン）(3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$

ENEOSでんき約款 [関東エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																			
<p>ENEOSでんき約款 [関東エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(27) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、東京5アンペアプラン、Aプランまたは東京Vプランと動力プランもしくは東京動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p> <p>13 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">需 要 区 分</th> <th style="width: 50%;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">東京5アンペアプラン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東 京 V プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">動 力 プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東 京 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	東京5アンペアプラン	A プ ラ ン	東 京 V プ ラ ン	電 力 需 要	動 力 プ ラ ン	東 京 動 力 プ ラ ン	<p>ENEOSでんき約款 [関東エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(19) (略)</p> <p><u>(20) ベーシックタイム</u> <u>東京EV夜とくプランにおける、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間をいいます。</u></p> <p><u>(21) EVタイム</u> <u>東京EV夜とくプランにおける、毎日午前1時から午前5時までの時間をいいます。</u></p> <p>(22)～(29) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、東京5アンペアプラン、Aプラン、<u>東京Vプランまたは東京EV夜とくプラン</u>と動力プランもしくは東京動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。</p> <p>13 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">需 要 区 分</th> <th style="width: 50%;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">東京5アンペアプラン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東 京 V プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>東京EV夜とくプラン</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">動 力 プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">東 京 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>17 東京EV夜とくプラン</u> (1) 適用条件 <u>お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかも</u></p>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	東京5アンペアプラン	A プ ラ ン	東 京 V プ ラ ン	<u>東京EV夜とくプラン</u>	電 力 需 要	動 力 プ ラ ン	東 京 動 力 プ ラ ン
需 要 区 分	契 約 種 別																			
電 灯 需 要	東京5アンペアプラン																			
	A プ ラ ン																			
	東 京 V プ ラ ン																			
電 力 需 要	動 力 プ ラ ン																			
	東 京 動 力 プ ラ ン																			
需 要 区 分	契 約 種 別																			
電 灯 需 要	東京5アンペアプラン																			
	A プ ラ ン																			
	東 京 V プ ラ ン																			
	<u>東京EV夜とくプラン</u>																			
電 力 需 要	動 力 プ ラ ン																			
	東 京 動 力 プ ラ ン																			

現 約 款

新 約 款

しくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。

イ 東京EV夜とくプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社で定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、東京EV夜とくプランの適用を決定いたします。

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2)適用範囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびハに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において、動力プランまたは東京動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3)供給電気方式、供給電圧および周波数

イ アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ロ イ以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4)契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ただし、スイッチングの場合は、スイッチング前の他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開さ

現 約 款

新 約 款

れる前の需要場所における契約電流を引き継ぐものいたします。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(5) 契 約 容 量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。

ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

<u>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95 パーセント</u>
<u>次の 14 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85 パーセント</u>
<u>次の 30 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75 パーセント</u>
<u>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65 パーセント</u>

(6) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものいたします。

イ 基 本 料 金

現 約 款

新 約 款

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

<u>契約電流 10 アンペア</u>	<u>311 円 75 銭</u>
<u>契約電流 15 アンペア</u>	<u>467 円 63 銭</u>
<u>契約電流 20 アンペア</u>	<u>623 円 50 銭</u>
<u>契約電流 30 アンペア</u>	<u>935 円 25 銭</u>
<u>契約電流 40 アンペア</u>	<u>1,247 円 00 銭</u>
<u>契約電流 50 アンペア</u>	<u>1,558 円 75 銭</u>
<u>契約電流 60 アンペア</u>	<u>1,870 円 50 銭</u>
<u>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>311 円 75 銭</u>

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

<u>1 キロワット時につき</u>	<u>35 円 40 銭</u>
--------------------	------------------

(ロ) EVタイム

<u>1 キロワット時につき</u>	<u>27 円 85 銭</u>
--------------------	------------------

17 動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、東京5アンペアプラン、Aプランまたは東京Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

18 動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプランまたは東京EV夜とくプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

18 東京動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、東京5アンペアプラン、Aプランまたは東京Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

22 使用電力量の計量

- (1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。

(2)～(3) (略)

29 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、東京5アンペアプラン、Aプランまたは東京Vプランのお客さまについては90パーセント以上、動力プランまたは東京動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

32 供給の停止

(1)～(2) (略)

- (3)お客さまがその他この約款および当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(4) (略)

42 解約等

(1) (略)

- (2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。

イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

19 東京動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ロ 1需要場所において、東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプランまたは東京EV夜とくプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

23 使用電力量の計量

- (1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。なお、EVタイムの使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月のベーシックタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。

(2)～(3) (略)

30 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプランまたは東京EV夜とくプランのお客さまについては90パーセント以上、動力プランまたは東京動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

33 供給の停止

(1)～(2) (略)

- (3)お客さまがその他この約款または当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(4) (略)

43 解約等

(1) (略)

- (2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。

イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20

現 約 款	新 約 款
<p>ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>ニ お客さまがこの約款に違反した場合</p> <p>ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>ニ お客さまがこの約款に違反した場合</p> <p>ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合</p> <p><u>ヘ 東京EV夜とくプランのご契約中に17（東京EV夜とくプラン）(1)イまたはロに該当しないこととなった場合</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月1日</u>から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月13日</u>から実施いたします。</p>
<p style="text-align: center;"><u>別 表</u></p> <p>3 契約容量および契約電力の算定方法</p> <p>15（Aプラン）(4)イの場合の契約容量、16（東京Vプラン）(4)イの場合の契約容量、<u>17</u>（動力プラン）(3)イの場合の契約電力および<u>18</u>（東京動力プラン）(3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	<p style="text-align: center;"><u>別 表</u></p> <p>3 契約容量および契約電力の算定方法</p> <p>15（Aプラン）(4)イの場合の契約容量、16（東京Vプラン）(4)イ、<u>17（東京EV夜とくプラン）(5)イ</u>の場合の契約容量、<u>18</u>（動力プラン）(3)イの場合の契約電力および<u>19</u>（東京動力プラン）(3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。</p> <p>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ <p>なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。</p> <p>(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合</p> $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$

ENEOSでんき約款 [中部エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款

ENEOSでんき約款 [中部エリア] (低圧)

3 定 義

(1)～(26) (略)

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、中部Aプランまたは中部Vプランと中部動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	中 部 A プ ラ ン
	中 部 V プ ラ ン
電 力 需 要	中 部 動 力 プ ラ ン

新 約 款

ENEOSでんき約款 [中部エリア] (低圧)

3 定 義

(1)～(19) (略)

(20) ベーシックタイム

中部E V夜とくプランにおける、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間をいいます。

(21) EVタイム

中部E V夜とくプランにおける、毎日午前1時から午前5時までの時間をいいます。

(22)～(28) (略)

9 需給契約の単位

当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、中部Aプラン、中部Vプランまたは中部E V夜とくプランと中部動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

13 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別
電 灯 需 要	中 部 A プ ラ ン
	中 部 V プ ラ ン
	<u>中 部 E V 夜 と く プ ラ ン</u>
電 力 需 要	中 部 動 力 プ ラ ン

16 中部E V夜とくプラン

(1) 適用条件

お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。

イ 中部E V夜とくプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、中部E V夜とくプランの適用を決定いたします。

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2) 適用範囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびハに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること。

現 約 款

新 約 款

と。

ハ 1 需要場所において、中部動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10 アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

イ アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ロ イ以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ただし、スイッチングの場合は、スイッチング前の他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(5) 契約容量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。

ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものとい

現 約 款

新 約 款

たします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5 (契約負荷設備の総容量の算定) によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(6) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) 二によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	321 円 14 銭
契約電流 15 アンペア	481 円 71 銭
契約電流 20 アンペア	642 円 28 銭
契約電流 30 アンペア	963 円 42 銭
契約電流 40 アンペア	1,284 円 56 銭
契約電流 50 アンペア	1,605 円 70 銭
契約電流 60 アンペア	1,926 円 84 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321 円 14 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

1キロワット時につき	26 円 87 銭
------------	-----------

(ロ) EVタイム

1キロワット時につき	16 円 51 銭
------------	-----------

17 中部動力プラン

(1) 適用範囲

16 中部動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、中部Aプランまたは中部Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

20 使用電力量の計量

(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。

(2)～(3) (略)

27 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、中部Aプランまたは中部Vプランのお客さまについては90パーセント以上、中部動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

30 供給の停止

(1)～(2) (略)

(3)お客さまがその他この約款および当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(4) (略)

40 解約等

(1) (略)

(2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。

イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニお客さまがこの約款に違反した場合

ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合

(3) (略)

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、中部Aプラン、中部Vプランまたは中部EV夜とくプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

21 使用電力量の計量

(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。なお、EVタイムの使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月のベーシックタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。

(2)～(3) (略)

28 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、中部Aプラン、中部Vプランまたは中部EV夜とくプランのお客さまについては90パーセント以上、中部動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

31 供給の停止

(1)～(2) (略)

(3)お客さまがその他この約款または当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(4) (略)

41 解約等

(1) (略)

(2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。

イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニお客さまがこの約款に違反した場合

ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合

へ 中部EV夜とくプランのご契約中に16（中部EV夜とくプラン）(1)イまたはロに該当しないこととなった場合

(3) (略)

現 約 款	新 約 款
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、2023年5月1日から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>別 表</u></p> <p>3 契約容量および契約電力の算定方法 15（中部Vプラン）（4）イの場合の契約容量および 16（中部動力プラン）（3）イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、2024年5月13日から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>別 表</u></p> <p>3 契約容量および契約電力の算定方法 15（中部Vプラン）（4）イ、16（中部EV夜とくプラン）（5）イの場合の契約容量および 17（中部動力プラン）（3）イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$</p>

ENEOSでんき約款 [北陸エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款															
<p>ENEOSでんき約款 [北陸エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(26) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、北陸Aプランまたは北陸Vプランと北陸動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>13 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">需 要 区 分</th> <th style="width: 70%;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">北 陸 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北 陸 V プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">北 陸 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	北 陸 A プ ラ ン	北 陸 V プ ラ ン	電 力 需 要	北 陸 動 力 プ ラ ン	<p>ENEOSでんき約款 [北陸エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(19) (略)</p> <p><u>(20) ベーシックタイム</u> <u>北陸EV夜とくプランにおける、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間をいいます。</u></p> <p><u>(21) EVタイム</u> <u>北陸EV夜とくプランにおける、毎日午前1時から午前5時までの時間をいいます。</u></p> <p>(22)～(28) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、北陸Aプラン、<u>北陸Vプラン</u>または北陸EV夜とくプランと北陸動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>13 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">需 要 区 分</th> <th style="width: 70%;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">北 陸 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">北 陸 V プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>北 陸 E V 夜 と く プ ラ ン</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">北 陸 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>16 北陸EV夜とくプラン</u></p> <p><u>(1) 適用条件</u> <u>お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。</u></p> <p><u>イ 北陸EV夜とくプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動</u></p>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	北 陸 A プ ラ ン	北 陸 V プ ラ ン	<u>北 陸 E V 夜 と く プ ラ ン</u>	電 力 需 要	北 陸 動 力 プ ラ ン
需 要 区 分	契 約 種 別															
電 灯 需 要	北 陸 A プ ラ ン															
	北 陸 V プ ラ ン															
電 力 需 要	北 陸 動 力 プ ラ ン															
需 要 区 分	契 約 種 別															
電 灯 需 要	北 陸 A プ ラ ン															
	北 陸 V プ ラ ン															
	<u>北 陸 E V 夜 と く プ ラ ン</u>															
電 力 需 要	北 陸 動 力 プ ラ ン															

現 約 款

新 約 款

車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、北陸EV夜とくプランの適用を決定いたします。

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2)適用範囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよびハに該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において、北陸動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

イ アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ロ イ以外の場合

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契約電流

イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

ただし、スイッチングの場合は、スイッチング前の他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を

現 約 款

新 約 款

取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(5) 契 約 容 量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。

ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

<u>最初の 6 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95 パーセント</u>
<u>次の 14 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85 パーセント</u>
<u>次の 30 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75 パーセント</u>
<u>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65 パーセント</u>

(6) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものいたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

現 約 款

新 約 款

契約電流 10 アンペア	302 円 50 銭
契約電流 15 アンペア	453 円 75 銭
契約電流 20 アンペア	605 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	907 円 50 銭
契約電流 40 アンペア	1,210 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,512 円 50 銭
契約電流 60 アンペア	1,815 円 00 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	302 円 50 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

1キロワット時につき	34 円 74 銭
------------	-----------

(ロ) EVタイム

1キロワット時につき	26 円 97 銭
------------	-----------

16 北陸動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、北陸Aプランまたは北陸Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10 アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

20 使用電力量の計量

(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（た

17 北陸動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、北陸Aプラン、北陸Vプランまたは北陸EV夜とくプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10 アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1 キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

21 使用電力量の計量

(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間

現 約 款	新 約 款
<p>だし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。)において合計した値といたします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>27 力率の保持 需要場所の負荷の力率は、原則として、北陸Aプラン<u>または</u>北陸Vプランのお客さまについては90パーセント以上、北陸動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>30 供給の停止 (1)～(2) (略) (3)お客さまがその他この約款<u>および</u>当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (4) (略)</p> <p>42 解約等 (1) (略) (2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。 イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロお客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合 ニ お客さまがこの約款に違反した場合 ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。)において合計した値といたします。<u>なお、EVタイムの使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月のベーシックタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>28 力率の保持 需要場所の負荷の力率は、原則として、北陸Aプラン、北陸Vプラン<u>または北陸EV夜とくプラン</u>のお客さまについては90パーセント以上、北陸動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>31 供給の停止 (1)～(2) (略) (3)お客さまがその他この約款<u>または</u>当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (4) (略)</p> <p>43 解約等 (1) (略) (2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。 イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロお客さまが他の需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合 ニ お客さまがこの約款に違反した場合 ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合 <u>へ 北陸EV夜とくプランのご契約中に16(北陸EV夜とくプラン) (1)イまたはロに該当しないこととなった場合</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月1日</u>から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月13日</u>から実施いたします。</p>

現 約 款

別 表

3 契約容量および契約電力の算定方法

15 (北陸Vプラン) (4)イの場合の契約容量および16 (北陸動力プラン) (3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

新 約 款

別 表

3 契約容量および契約電力の算定方法

15 (北陸Vプラン) (4)イ、16 (北陸EV夜とくプラン) (5)イの場合の契約容量、17 (北陸動力プラン) (3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

ENEOSでんき約款 [関西エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																	
<p>ENEOSでんき約款 [関西エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(26) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、関西Aプランまたは関西Bプランと関西動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>13 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">需 要 区 分</th> <th style="text-align: center;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">関 西 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">関 西 B プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">関 西 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	関 西 A プ ラ ン	電 力 需 要	関 西 B プ ラ ン	電 力 需 要	関 西 動 力 プ ラ ン	<p>ENEOSでんき約款 [関西エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(19) (略)</p> <p><u>(20) ベーシックタイム</u> <u>関西EV夜とくAプランおよび関西EV夜とくBプランにおける、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間をいいます。</u></p> <p><u>(21) EVタイム</u> <u>関西EV夜とくAプランおよび関西EV夜とくBプランにおける、毎日午前1時から午前5時までの時間をいいます。</u></p> <p>(22)～(28) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、関西Aプラン、関西Bプラン、<u>関西EV夜とくAプランまたは関西EV夜とくBプラン</u>と関西動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>13 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">需 要 区 分</th> <th style="text-align: center;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">関 西 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関 西 B プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>関西EV夜とくAプラン</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>関西EV夜とくBプラン</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">関 西 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table> <p>16 関西EV夜とくプラン (1) <u>適用条件</u> <u>お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。</u> <u>イ 関西EV夜とくAプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自</u></p>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	関 西 A プ ラ ン	関 西 B プ ラ ン	<u>関西EV夜とくAプラン</u>	<u>関西EV夜とくBプラン</u>	電 力 需 要	関 西 動 力 プ ラ ン
需 要 区 分	契 約 種 別																	
電 灯 需 要	関 西 A プ ラ ン																	
電 力 需 要	関 西 B プ ラ ン																	
電 力 需 要	関 西 動 力 プ ラ ン																	
需 要 区 分	契 約 種 別																	
電 灯 需 要	関 西 A プ ラ ン																	
	関 西 B プ ラ ン																	
	<u>関西EV夜とくAプラン</u>																	
	<u>関西EV夜とくBプラン</u>																	
電 力 需 要	関 西 動 力 プ ラ ン																	

現 約 款

新 約 款

自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、関西EV夜とくAプランの適用を決定いたします。

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2) 適用範囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1需要場所において、関西動力プランとあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情から必要に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって行います。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき	522円58銭
--------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

1キロワット時につき	25円60銭
------------	--------

(ロ) EVタイム

1キロワット時につき	15円36銭
------------	--------

(6) そ の 他

当該一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

現 約 款

新 約 款

17 関西EV夜とくBプラン

(1) 対象となるお客さま

お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、かつ、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。

イ 原則として、関西EV夜とくBプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、関西EV夜とくBプランの適用を決定いたします。

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2) 適用範囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ1 需要場所において、関西動力プランとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契約容量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。

ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量は、イにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容

現 約 款

新 約 款

量を定めます。

<u>最初の6 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>95 パーセント</u>
<u>次の14 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>85 パーセント</u>
<u>次の30 キロボルトアンペアにつき</u>	<u>75 パーセント</u>
<u>50 キロボルトアンペアをこえる部分につき</u>	<u>65 パーセント</u>

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

<u>契約容量1キロボルトアンペアにつき</u>	<u>447円21銭</u>
--------------------------	----------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

<u>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>17円80銭</u>
<u>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>21円01銭</u>
<u>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</u>	<u>22円39銭</u>

(ロ) EVタイム

<u>1キロワット時につき</u>	<u>15円36銭</u>
-------------------	---------------

16 関西動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において、関西Aプランまたは関西Bプランとあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

18 関西動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において、関西Aプラン、関西Bプラン、関西EV夜とくAプランまたは関西EV夜とくBプランとあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

現 約 款	新 約 款
<p>20 使用電力量の計量</p> <p>(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>28 力率の保持 需要場所の負荷の力率は、原則として、関西Aプランまたは関西Bプランのお客さまについては90 パーセント以上、関西動力プランのお客さまについては85 パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>31 供給の停止</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)お客さまがその他この約款および当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>41 解約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、原則として解約の15 日前までに書面にてお知らせいたします。 イお客さまが料金を支払期日をさらに20 日経過してなお支払われない場合 ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20 日経過してなお支払われない場合 ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 ニ お客さまがこの約款に違反した場合 ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>22 使用電力量の計量</p> <p>(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。<u>なお、EVタイムの使用電力量は、原則としてその1 月の使用電力量からその1 月のベーシックタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>30 力率の保持 需要場所の負荷の力率は、原則として、関西Aプラン、関西Bプラン、<u>関西EV夜とくAプラン</u>または<u>関西EV夜とくBプラン</u>のお客さまについては90 パーセント以上、関西動力プランのお客さまについては85 パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>33 供給の停止</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)お客さまがその他この約款<u>または</u>当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>43 解約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、原則として解約の15 日前までに書面にてお知らせいたします。 イお客さまが料金を支払期日をさらに20 日経過してなお支払われない場合 ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20 日経過してなお支払われない場合 ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 ニ お客さまがこの約款に違反した場合 ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合 <u>へ 関西EV夜とくAプランのご契約中に16（関西EV夜とくAプラン）(1) イまたはロに該当しないこととなった場合、または関西EV夜とくBプランのご契約中に、17（関西EV夜とくBプラン）(1) イまたはロに該当しないこととなった場合</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月1日</u>から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月13日</u>から実施いたします。</p>

現 約 款

新 約 款

別 表

別 表

2 燃料費調整

2 燃料費調整

(2) 基準単価

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。
 なお、23(日割計算)(1)イに該当する場合、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。
 なお、25(日割計算)(1)イに該当する場合、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

最 料	低 金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円47銭5厘
電 料	力 量 金	上記をこえる1キロワット時につき	16銭5厘

最 料	低 金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円47銭5厘
電 料	力 量 金	上記をこえる1キロワット時につき	16銭5厘

イ 関西Aプランの場合

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭5厘
------------	-------

(3) (略)

(3) (略)

3 契約容量および契約電力の算定方法

3 契約容量および契約電力の算定方法

15(関西Bプラン)(3)イの場合の契約容量、16(関西動力プラン)(3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

15(関西Bプラン)(3)イの場合の契約容量、17(関西EV夜とくBプラン)(4)イの場合の契約容量、18(関西動力プラン)(3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 日割計算の基本算式

4 日割計算の基本算式

(1)イ (略)

(1)イ (略)

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 関西Aプラン

(イ) 関西Aプラン

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金に適用される電力量をいいます。
 第1段階料金適用電力量

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金に適用される電力量をいいます。
 第1段階料金適用電力量

$$= 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量}$$

現 約 款	新 約 款
<p style="text-align: center;">暦日数</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量</p> $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第1段階料金適用電力量}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 関西Bプラン</p> <p style="text-align: center;">第1段階料金適用電力量=120キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量</p> $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	$=120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量</p> $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第1段階料金適用電力量}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 関西Bプラン、<u>関西EV夜とくBプラン (ベーシックタイム)</u></p> <p style="text-align: center;">第1段階料金適用電力量=120キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量</p> $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$ <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>

ENEOSでんき約款 [中国エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																
<p>ENEOSでんき約款 [中国エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(26) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、中国Aプランまたは中国Bプランと中国動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>13 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">需 要 区 分</th> <th style="width: 50%;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">中 国 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 国 B プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">中 国 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	中 国 A プ ラ ン	中 国 B プ ラ ン	電 力 需 要	中 国 動 力 プ ラ ン	<p>ENEOSでんき約款 [中国エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(19) (略)</p> <p><u>(20) ベーシックタイム</u> 中国EV夜とくAプランおよび中国EV夜とくBプランにおける、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間をいいます。</p> <p><u>(21) EVタイム</u> 中国EV夜とくAプランおよび中国EV夜とくBプランにおける、毎日午前1時から午前5時までの時間をいいます。</p> <p>(22) ～(28) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、中国Aプラン、中国Bプラン、<u>中国EV夜とくAプランまたは中国EV夜とくBプラン</u>と中国動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>13 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">需 要 区 分</th> <th style="width: 50%;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">中 国 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中 国 B プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中国EV夜とくAプラン</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>中国EV夜とくBプラン</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">中 国 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table> <p>16 中国EV夜とくプラン <u>(1) 適用条件</u> お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出てください。 <u>イ 中国EV夜とくAプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自</u></p>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	中 国 A プ ラ ン	中 国 B プ ラ ン	<u>中国EV夜とくAプラン</u>	<u>中国EV夜とくBプラン</u>	電 力 需 要	中 国 動 力 プ ラ ン
需 要 区 分	契 約 種 別																
電 灯 需 要	中 国 A プ ラ ン																
	中 国 B プ ラ ン																
電 力 需 要	中 国 動 力 プ ラ ン																
需 要 区 分	契 約 種 別																
電 灯 需 要	中 国 A プ ラ ン																
	中 国 B プ ラ ン																
	<u>中国EV夜とくAプラン</u>																
	<u>中国EV夜とくBプラン</u>																
電 力 需 要	中 国 動 力 プ ラ ン																

現 約 款

新 約 款

自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、中国EV夜とくAプランの適用を決定いたします。

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2) 適用範囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1需要場所において、中国動力プランとあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情から必要に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって行います。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表2（燃料費調整）(4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき	759円68銭
--------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

1キロワット時につき	39円42銭
------------	--------

(ロ) EVタイム

1キロワット時につき	28円42銭
------------	--------

(6) そ の 他

当該一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

現 約 款

新 約 款

17 中国E V夜とくBプラン

(1) 対象となるお客さま

お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、かつ、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。

イ 原則として、中国E V夜とくBプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、中国E V夜とくBプランの適用を決定いたします。

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2) 適 用 範 囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1 需要場所において、中国動力プランとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契 約 容 量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

ロ なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量は、イにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が

現 約 款

新 約 款

異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5 (契約負荷設備の総容量の算定) によって総容量を定めます。

最初の6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額および別表 2 (燃料費調整) (4) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1 キロボルトアンペアにつき	447 円 97 銭
--------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

最初の120 キロワット時までの1 キロワット時につき	30 円 05 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時につき	36 円 14 銭
300 キロワット時をこえる1 キロワット時につき	38 円 01 銭

(ロ) EVタイム

1 キロワット時につき	28 円 42 銭
-------------	-----------

16 中国動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、中国Aプランまたは中国Bプランとあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

18 中国動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、中国Aプラン、中国Bプラン、中国EV夜とくAプランまたは中国EV夜とくBプランとあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあ

現 約 款	新 約 款
<p>(2)～(5) (略)</p> <p>20 使用電力量の計量 (1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>27 力率の保持 需要場所の負荷の力率は、原則として、中国Aプラン <u>または</u> 中国Bプランのお客さまについては 90 パーセント以上、中国動力プランのお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>30 供給の停止 (1)～(2) (略) (3)お客さまがその他この約款 <u>および</u> 当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (4) (略)</p> <p>40 解約等 (1) (略) (2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にてお知らせいたします。 イお客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 ニ お客さまがこの約款に違反した場合 ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>ります。 (2)～(5) (略)</p> <p>22 使用電力量の計量 (1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。 <u>なお、EVタイムの使用電力量は、原則としてその 1 月の使用電力量からその 1 月のベーシックタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>29 力率の保持 需要場所の負荷の力率は、原則として、中国Aプラン、中国Bプラン、<u>中国EV夜とくAプランまたは中国EV夜とくBプラン</u>のお客さまについては 90 パーセント以上、中国動力プランのお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>32 供給の停止 (1)～(2) (略) (3)お客さまがその他この約款 <u>または</u> 当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。 (4) (略)</p> <p>42 解約等 (1) (略) (2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。 なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にてお知らせいたします。 イお客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合 ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 ニ お客さまがこの約款に違反した場合 ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合 <u>へ 中国EV夜とくAプランのご契約中に 16（中国EV夜とくAプラン）(1) イまたはロに該当しないこととなった場合、または中国EV夜とくBプランのご契約中に、17（中国EV夜とくBプラン）(1) イまたはロに該当しないこととなった場合</u></p> <p>(3) (略)</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月1日</u>から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月13日</u>から実施いたします。</p>

現 約 款

別 表

2 燃料費調整

(2) 基準単価

イ 中国Aプランの場合

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、22（日割計算）(1)イに該当する場合、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

最料	低金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力料	量金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

ロ 中国Bプランまたは中国動力プランの場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

(3) (略)

(5) 離島基準単価

イ 中国Aプランの場合

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、22（日割計算）(1)イに該当する場合、最低料金に適用される利用ユニバーサルサービス調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

最料	低金	1契約につき最初の15キロワット時まで	1銭7厘
電力料	量金	上記をこえる1キロワット時につき	1厘

ウ 中国Bプランまたは中国動力プランの場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

3 契約容量および契約電力の算定方法

15（中国Bプラン）(3)イの場合の契約容量、16（中国動力プラン）(3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

新 約 款

別 表

2 燃料費調整

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、25（日割計算）(1)イに該当する場合、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

イ 中国Aプランの場合

最料	低金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力料	量金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21銭2厘
------------	-------

(3) (略)

(5) 離島基準単価

離島基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、25（日割計算）(1)イに該当する場合、最低料金に適用される利用ユニバーサルサービス調整に係る基準単価は、別表4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

イ 中国Aプランの場合

最料	低金	1契約につき最初の15キロワット時まで	1銭7厘
電力料	量金	上記をこえる1キロワット時につき	1厘

ウ イ以外の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1厘
------------	----

3 契約容量および契約電力の算定方法

15（中国Bプラン）(3)イの場合の契約容量、17（中国EV夜とくBプラン）(4)イの場合の契約容量、18（中国動力プラン）(3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交

現 約 款

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 日割計算の基本算式

(1)イ (略)

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 中国Aプラン

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量

$$= 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量

$$= 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 中国Bプラン

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量

$$= 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

新 約 款

流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 日割計算の基本算式

(1)イ (略)

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 中国Aプラン

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

第1段階料金適用電力量

$$= 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量

$$= 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 中国Bプラン、中国EV夜とくBプラン(ベーシックタイム)

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量

$$= 300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ENEOSでんき約款 [四国エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																
<p>ENEOSでんき約款 [四国エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(26) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、四国Aプランまたは四国Bプランと四国動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>13 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">需 要 区 分</th> <th style="width: 50%;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">四 国 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四 国 B プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">四 国 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	四 国 A プ ラ ン	四 国 B プ ラ ン	電 力 需 要	四 国 動 力 プ ラ ン	<p>ENEOSでんき約款 [四国エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(18) (略)</p> <p><u>(19) ベーシックタイム</u> <u>四国EV夜とくAプランおよび四国EV夜とくBプランにおける、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間をいいます。</u></p> <p><u>(20) EVタイム</u> <u>四国EV夜とくAプランおよび四国EV夜とくBプランにおける、毎日午前1時から午前5時までの時間をいいます。</u></p> <p>(21)～(27) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、四国Aプラン、四国Bプラン、<u>四国EV夜とくAプランまたは四国EV夜とくBプラン</u>と四国動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>13 契約種別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">需 要 区 分</th> <th style="width: 50%;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">四 国 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四 国 B プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>四 国 E V 夜 と く A プ ラ ン</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>四 国 E V 夜 と く B プ ラ ン</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">四 国 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table> <p>16 四国EV夜とくプラン <u>(1) 適用条件</u> <u>お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかも</u></p>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	四 国 A プ ラ ン	四 国 B プ ラ ン	<u>四 国 E V 夜 と く A プ ラ ン</u>	<u>四 国 E V 夜 と く B プ ラ ン</u>	電 力 需 要	四 国 動 力 プ ラ ン
需 要 区 分	契 約 種 別																
電 灯 需 要	四 国 A プ ラ ン																
	四 国 B プ ラ ン																
電 力 需 要	四 国 動 力 プ ラ ン																
需 要 区 分	契 約 種 別																
電 灯 需 要	四 国 A プ ラ ン																
	四 国 B プ ラ ン																
	<u>四 国 E V 夜 と く A プ ラ ン</u>																
	<u>四 国 E V 夜 と く B プ ラ ン</u>																
電 力 需 要	四 国 動 力 プ ラ ン																

現 約 款

新 約 款

しくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。

イ 四国EV夜とくAプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、四国EV夜とくAプランの適用を決定いたします。

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2) 適用範囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1需要場所において、四国動力プランとあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情から必要に応じてお客さまと当社または当該一般送配電事業者との協議によって行います。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき	666円89銭
--------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

1キロワット時につき	37円26銭
------------	--------

(ロ) EVタイム

1キロワット時につき	28円49銭
------------	--------

(6) そ の 他

当該一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するた

現 約 款

新 約 款

めの装置を取り付けることがあります。

17 四国E V夜とくBプラン

(1) 対象となるお客さま

お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、かつ、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出ていただきます。

イ 原則として、四国E V夜とくBプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、四国E V夜とくBプランの適用を決定いたします。

ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。

(2) 適用範囲

(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ロ 1需要場所において、四国動力プランとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(4) 契約容量

契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量は、イにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものと

現 約 款

新 約 款

いたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5 (契約負荷設備の総容量の算定)によって総容量を定めます。

最初の6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1 キロボルトアンペアにつき	397 円 10 銭
--------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

最初の120 キロワット時までの1 キロワット時につき	27 円 24 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1 キロワット時につき	32 円 77 銭
300 キロワット時をこえる1 キロワット時につき	35 円 29 銭

(ロ) EVタイム

1 キロワット時につき	28 円 49 銭
-------------	-----------

16 四国動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、四国Aプランまたは四国Bプランとあわせて契約する場合は、最大需要容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器

18 四国動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において、四国Aプラン、四国Bプラン、四国EV夜とくAプランまたは四国EV夜とくBプランとあわせて契約する場合は、最大需要容量 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) と契約電力との合計が50 キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当

現 約 款	新 約 款
<p>等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>20 使用電力量の計量</p> <p>(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>27 力率の保持</p> <p>需要場所の負荷の力率は、原則として、四国Aプラン<u>または</u>四国Bプランのお客さまについては 90 パーセント以上、四国動力プランのお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>30 供給の停止</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)お客さまがその他この約款<u>および</u>当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>40 解約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にてお知らせいたします。</p> <p>イお客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>ニ お客さまがこの約款に違反した場合</p> <p>ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合</p> <p>(3) (略)</p>	<p>該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>22 使用電力量の計量</p> <p>(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。<u>なお、EVタイムの使用電力量は、原則としてその 1 月の使用電力量からその 1 月のベーシックタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>29 力率の保持</p> <p>需要場所の負荷の力率は、原則として、四国Aプラン、四国Bプラン、<u>四国EV夜とくAプラン</u><u>または四国EV夜とくBプラン</u>のお客さまについては 90 パーセント以上、四国動力プランのお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>32 供給の停止</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3)お客さまがその他この約款<u>または</u>当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(4) (略)</p> <p>42 解約等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面にてお知らせいたします。</p> <p>イお客さまが料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</p> <p>ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合</p> <p>ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合</p> <p>ニ お客さまがこの約款に違反した場合</p> <p>ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合</p> <p><u>へ 四国EV夜とくAプランのご契約中に 16（四国EV夜とくAプラン）(1) イまたはロに該当しないこととなった場合、または四国EV夜とくBプランのご契約中に、17（四国EV夜とくBプラン）(1) イまたはロに該当しないこととなった場合</u></p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この約款の実施期日</p> <p>この約款は、<u>2024年5月13日</u>から実施いたします。</p>

附 則

1 この約款の実施期日

この約款は、2024年5月1日から実施いたします。

別 表

2 燃料費調整

(2) 基準単価

イ 四国Aプランの場合

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、22(日割計算)(1)イに該当する場合、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

最 料	低 金	1契約につき最初の15キロワット時 まで	1円69銭4厘
電 力 料	電 力 量 金	上記をこえる1キロワット時につき	15銭4厘

ロ 四国Bプランまたは四国動力プランの場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

(3) (略)

3 契約容量および契約電力の算定方法

15(四国Bプラン)(3)イの場合の契約容量、16(四国動力プラン)(3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 日割計算の基本算式

(1)イ (略)

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 四国Aプラン

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

別 表

2 燃料費調整

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

なお、24(日割計算)(1)イに該当する場合、最低料金に適用される燃料費調整に係る基準単価は、別表4(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。

イ 四国Aプランの場合

最 料	低 金	1契約につき最初の15キロワット時 まで	1円69銭4厘
電 力 料	電 力 量 金	上記をこえる1キロワット時につき	15銭4厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

(3) (略)

3 契約容量および契約電力の算定方法

15(四国Bプラン)(3)イの場合の契約容量、17(四国EV夜とくBプラン)(4)イの場合の契約容量、18(四国動力プラン)(3)イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100パーセントといたします。)を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

4 日割計算の基本算式

(1)イ (略)

ロ 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 四国Aプラン

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。
第1段階料金適用電力量

現 約 款	新 約 款
<p>第1段階料金適用電力量 $=120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第1段階料金適用電力量}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 四国Bプラン</p> <p>第1段階料金適用電力量$=120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>	<p>$=120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{最低料金適用電力量} - \text{第1段階料金適用電力量}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 四国Bプラン、<u>四国EV夜とくBプラン(ベーシックタイム)</u></p> <p>第1段階料金適用電力量$=120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 $=300 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} - \text{第1段階料金適用電力量}$ なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p>

ENEOSでんき約款 [九州エリア] (低圧)
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款															
<p>ENEOSでんき約款 [九州エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(27) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、九州Aプランまたは九州Vプランと九州動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>13 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">需 要 区 分</th> <th style="width: 70%;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">九 州 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九 州 V プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">九 州 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	九 州 A プ ラ ン	九 州 V プ ラ ン	電 力 需 要	九 州 動 力 プ ラ ン	<p>ENEOSでんき約款 [九州エリア] (低圧)</p> <p>3 定 義 (1)～(19) (略) <u>(20) ベーシックタイム</u> 九州E V夜とくプランにおける、毎日午前5時から翌日の午前1時までの時間をいいます。 <u>(21) EVタイム</u> 九州E V夜とくプランにおける、毎日午前1時から午前5時までの時間をいいます。 (22)～(29) (略)</p> <p>9 需給契約の単位 当社は、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、九州Aプラン、九州Vプランまたは九州E V夜とくプランと九州動力プランとをあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p> <p>13 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">需 要 区 分</th> <th style="width: 70%;">契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">電 灯 需 要</td> <td style="text-align: center;">九 州 A プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">九 州 V プ ラ ン</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>九州E V夜とくプラン</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">電 力 需 要</td> <td style="text-align: center;">九 州 動 力 プ ラ ン</td> </tr> </tbody> </table> <p>16 九州E V夜とくプラン (1) 適用条件 <u>お客さまが、次のイおよびロのいずれにも該当し、当社がその任意の判断により該当プランの適用に同意する場合に適用するものといたします。なお、当社は、必要に応じてお客さまが次のイおよびロに該当しているかを調査するため、自動車検査証その他の書類の提出、質問への回答その他の調査への協力をお願いする場合があります。また、ご契約中にイおよびロのいずれかもしくは両方に該当しないこととなった場合は、速やかに当社に申し出てください。</u> <u>イ 九州E V夜とくプランのご契約名義と同一名義の自動車検査証が発行されている電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等を保有しており、原則として、そのことを当社が当社の定める方法により確認できること。当該名義が異なる場合、当社とお客さまの協議により、九州E V夜とくプランの適用を決定いたします。</u> <u>ロ 需要場所内に電動車用充電設備を保有していること。</u> (2) 適用範囲 <u>(1)の適用条件に加えて、電灯または小型機器を使用する需要で、イまたはロのいずれかおよ</u></p>	需 要 区 分	契 約 種 別	電 灯 需 要	九 州 A プ ラ ン	九 州 V プ ラ ン	<u>九州E V夜とくプラン</u>	電 力 需 要	九 州 動 力 プ ラ ン
需 要 区 分	契 約 種 別															
電 灯 需 要	九 州 A プ ラ ン															
	九 州 V プ ラ ン															
電 力 需 要	九 州 動 力 プ ラ ン															
需 要 区 分	契 約 種 別															
電 灯 需 要	九 州 A プ ラ ン															
	九 州 V プ ラ ン															
	<u>九州E V夜とくプラン</u>															
電 力 需 要	九 州 動 力 プ ラ ン															

現 約 款

新 約 款

- びいに該当するものに適用いたします。
- イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、50キロボルトアンペア未満であること。
- ハ 1 需要場所において、九州動力プランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (3) 供給電気方式、供給電圧および周波数
- イ アンペアブレーカー契約の場合
供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- ロ イ以外の場合
供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- (4) 契約電流
- イ 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
ただし、スイッチングの場合は、スイッチング前の他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。
- ロ 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 契約容量
契約容量は、原則として次のイまたはロによって算定した値により、設定していただきます。ただし、スイッチングの場合は、他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客さまが電気の使用を再開される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。
- イ 契約容量は、契約主開閉器の定格電流をもとに、別表3（契約容量および契約電力の算定方法）によって算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。
なお、当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。
- ロ お客さまが契約負荷設備の総容量により契約容量を定めることを希望される場合には、契約

現 約 款

新 約 款

負荷設備をあらかじめ設定していただきます。この場合、契約容量はイにかかわらず、お客さまのすべての契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(6) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表 2（燃料費調整）(4)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量に応じて、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	316 円 24 銭
契約電流 15 アンペア	474 円 36 銭
契約電流 20 アンペア	632 円 48 銭
契約電流 30 アンペア	948 円 72 銭
契約電流 40 アンペア	1,264 円 96 銭
契約電流 50 アンペア	1,581 円 20 銭
契約電流 60 アンペア	1,897 円 44 銭
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	316 円 24 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ベーシックタイム

1 キロワット時につき	25 円 64 銭
-------------	-----------

(ロ) EVタイム

現 約 款

新 約 款

1キロワット時につき

14円58銭

16 九州動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において、九州Aプランまたは九州Vプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

20 使用電力量の計量

(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。

(2)～(3) (略)

27 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、九州Aプランまたは九州Vプランのお客さまについては90パーセント以上、九州動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

30 供給の停止

(1)～(2) (略)

(3)お客さまがその他この約款および当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(4) (略)

40 解約等

(1) (略)

(2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。

イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担

17 九州動力プラン

(1)適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において、九州Aプラン、九州Vプランまたは九州EV夜とくプランとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量のいずれかと契約電力との合計（契約電流の場合、10アンペアを1キロワットとみなし、契約容量の場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社および当該一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(5) (略)

21 使用電力量の計量

(1)使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約を終了する場合は、当該一般送配電事業者が計量した当該月の接続供給電力量を合計した値といたします。）において合計した値といたします。なお、EVタイムの使用電力量は、原則としてその1月の使用電力量からその1月のベーシックタイムの使用電力量を差し引いた値といたします。

(2)～(3) (略)

28 力率の保持

需要場所の負荷の力率は、原則として、九州Aプラン、九州Vプランまたは九州EV夜とくプランのお客さまについては90パーセント以上、九州動力プランのお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

31 供給の停止

(1)～(2) (略)

(3)お客さまがその他この約款または当該一般送配電事業者の託送約款等に反した場合には、当社または当該一般送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(4) (略)

41 解約等

(1) (略)

(2)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、原則として解約の15日前までに書面にてお知らせいたします。

イお客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロお客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハこの約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担

現 約 款	新 約 款
<p>金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合 ニ お客さまがこの約款に違反した場合 ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合 (3) (略)</p>	<p>担金相当額その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合 ニ お客さまがこの約款に違反した場合 ホ 当社所定の審査にもとづき当社の裁量において、やむをえず需給契約を終了する場合 <u>へ 九州EV夜とくプランのご契約中に16 (九州EV夜とくプラン) (1) イまたはロに該当しないこととなった場合</u> (3) (略)</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月1日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>別 表</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>1 この約款の実施期日 この約款は、<u>2024年5月13日</u>から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>別 表</u></p>
<p>3 契約容量および契約電力の算定方法 15 (九州Vプラン) (4) イの場合の契約容量および <u>16</u> (九州動力プラン) (3) イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$</p>	<p>3 契約容量および契約電力の算定方法 15 (九州Vプラン) (4) イ、<u>16 (九州EV夜とくプラン) (5) イ</u>の場合の契約容量、<u>17</u> (九州動力プラン) (3) イの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率 (100 パーセントといたします。) を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$ なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$</p>

ENEOSでんき 割引契約約款（にねん とく 2割）
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																																								
<p>割引契約約款（にねん とく 2割）</p> <p><u>附則（実施期日）</u></p> <p>この割引約款は、2024年4月1日から実施いたします。</p> <p><u>別 表（対象プラン）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">エ リ ア</th> <th>対 象 と な る 契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 海 道</td> <td>北海道Vプラン</td> </tr> <tr> <td>東 北</td> <td>東北Vプラン</td> </tr> <tr> <td>関 東</td> <td>Aプラン、東京Vプラン</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>中部Vプラン</td> </tr> <tr> <td>北 陸</td> <td>北陸Vプラン</td> </tr> <tr> <td>関 西</td> <td>関西Aプラン、関西Bプラン</td> </tr> <tr> <td>中 国</td> <td>中国Aプラン、中国Bプラン</td> </tr> <tr> <td>四 国</td> <td>四国Aプラン、四国Bプラン</td> </tr> <tr> <td>九 州</td> <td>九州Vプラン</td> </tr> </tbody> </table>	エ リ ア	対 象 と な る 契 約 種 別	北 海 道	北海道Vプラン	東 北	東北Vプラン	関 東	Aプラン、東京Vプラン	中 部	中部Vプラン	北 陸	北陸Vプラン	関 西	関西Aプラン、関西Bプラン	中 国	中国Aプラン、中国Bプラン	四 国	四国Aプラン、四国Bプラン	九 州	九州Vプラン	<p>割引契約約款（にねん とく 2割）</p> <p><u>附則（実施期日）</u></p> <p>この割引約款は、2024年5月13日から実施いたします。</p> <p><u>別 表（対象プラン）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">エ リ ア</th> <th>対 象 と な る 契 約 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 海 道</td> <td>北海道Vプラン、北海道EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>東 北</td> <td>東北Vプラン、東北EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>関 東</td> <td>Aプラン、東京Vプラン、東京EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>中部Vプラン、中部EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>北 陸</td> <td>北陸Vプラン、北陸EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>関 西</td> <td>関西Aプラン、関西Bプラン 関西EV夜とくAプラン、関西EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>中 国</td> <td>中国Aプラン、中国Bプラン 中国EV夜とくAプラン、中国EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>四 国</td> <td>四国Aプラン、四国Bプラン 四国EV夜とくAプラン、四国EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>九 州</td> <td>九州Vプラン 九州EV夜とくプラン</td> </tr> </tbody> </table>	エ リ ア	対 象 と な る 契 約 種 別	北 海 道	北海道Vプラン、 北海道EV夜とくプラン	東 北	東北Vプラン、 東北EV夜とくプラン	関 東	Aプラン、東京Vプラン、 東京EV夜とくプラン	中 部	中部Vプラン、 中部EV夜とくプラン	北 陸	北陸Vプラン、 北陸EV夜とくプラン	関 西	関西Aプラン、関西Bプラン 関西EV夜とくAプラン 、 関西EV夜とくBプラン	中 国	中国Aプラン、中国Bプラン 中国EV夜とくAプラン 、 中国EV夜とくBプラン	四 国	四国Aプラン、四国Bプラン 四国EV夜とくAプラン 、 四国EV夜とくBプラン	九 州	九州Vプラン 九州EV夜とくプラン
エ リ ア	対 象 と な る 契 約 種 別																																								
北 海 道	北海道Vプラン																																								
東 北	東北Vプラン																																								
関 東	Aプラン、東京Vプラン																																								
中 部	中部Vプラン																																								
北 陸	北陸Vプラン																																								
関 西	関西Aプラン、関西Bプラン																																								
中 国	中国Aプラン、中国Bプラン																																								
四 国	四国Aプラン、四国Bプラン																																								
九 州	九州Vプラン																																								
エ リ ア	対 象 と な る 契 約 種 別																																								
北 海 道	北海道Vプラン、 北海道EV夜とくプラン																																								
東 北	東北Vプラン、 東北EV夜とくプラン																																								
関 東	Aプラン、東京Vプラン、 東京EV夜とくプラン																																								
中 部	中部Vプラン、 中部EV夜とくプラン																																								
北 陸	北陸Vプラン、 北陸EV夜とくプラン																																								
関 西	関西Aプラン、関西Bプラン 関西EV夜とくAプラン 、 関西EV夜とくBプラン																																								
中 国	中国Aプラン、中国Bプラン 中国EV夜とくAプラン 、 中国EV夜とくBプラン																																								
四 国	四国Aプラン、四国Bプラン 四国EV夜とくAプラン 、 四国EV夜とくBプラン																																								
九 州	九州Vプラン 九州EV夜とくプラン																																								

ENEOSでんき EV・PHEV・FCV向けCO2フリー特約I 契約約款
【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																																								
<p>EV・PHEV・FCV向けCO2フリー特約I 契約約款</p> <p><u>附則（実施期日）</u></p> <p>この割引約款は、2024年4月1日から実施いたします。</p> <p><u>別 表（対象プラン）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">エ リ ア</th> <th style="width: 85%;">対象となる契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 海 道</td> <td>北海道Vプラン、北海道動力プラン</td> </tr> <tr> <td>東 北</td> <td>東北Vプラン、東北動力プラン</td> </tr> <tr> <td>関 東</td> <td>Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>中部Vプラン、中部動力プラン</td> </tr> <tr> <td>北 陸</td> <td>北陸Vプラン、北陸動力プラン</td> </tr> <tr> <td>関 西</td> <td>関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン</td> </tr> <tr> <td>中 国</td> <td>中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン</td> </tr> <tr> <td>四 国</td> <td>四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン</td> </tr> <tr> <td>九 州</td> <td>九州Vプラン、九州動力プラン</td> </tr> </tbody> </table>	エ リ ア	対象となる契約種別	北 海 道	北海道Vプラン、北海道動力プラン	東 北	東北Vプラン、東北動力プラン	関 東	Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン	中 部	中部Vプラン、中部動力プラン	北 陸	北陸Vプラン、北陸動力プラン	関 西	関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン	中 国	中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン	四 国	四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン	九 州	九州Vプラン、九州動力プラン	<p>EV・PHEV・FCV向けCO2フリー特約I 契約約款</p> <p><u>附則（実施期日）</u></p> <p>この割引約款は、2024年5月13日から実施いたします。</p> <p><u>別 表（対象プラン）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">エ リ ア</th> <th style="width: 85%;">対象となる契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 海 道</td> <td>北海道Vプラン、北海道動力プラン、北海道EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>東 北</td> <td>東北Vプラン、東北動力プラン、東北EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>関 東</td> <td>Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、東京EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>中部Vプラン、中部動力プラン、中部EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>北 陸</td> <td>北陸Vプラン、北陸動力プラン、北陸EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>関 西</td> <td>関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、関西EV夜とくAプラン、関西EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>中 国</td> <td>中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、中国EV夜とくAプラン、中国EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>四 国</td> <td>四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、四国EV夜とくAプラン、四国EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>九 州</td> <td>九州Vプラン、九州動力プラン、九州EV夜とくプラン</td> </tr> </tbody> </table>	エ リ ア	対象となる契約種別	北 海 道	北海道Vプラン、北海道動力プラン、 北海道EV夜とくプラン	東 北	東北Vプラン、東北動力プラン、 東北EV夜とくプラン	関 東	Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、 東京EV夜とくプラン	中 部	中部Vプラン、中部動力プラン、 中部EV夜とくプラン	北 陸	北陸Vプラン、北陸動力プラン、 北陸EV夜とくプラン	関 西	関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、 関西EV夜とくAプラン 、 関西EV夜とくBプラン	中 国	中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、 中国EV夜とくAプラン 、 中国EV夜とくBプラン	四 国	四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、 四国EV夜とくAプラン 、 四国EV夜とくBプラン	九 州	九州Vプラン、九州動力プラン、 九州EV夜とくプラン
エ リ ア	対象となる契約種別																																								
北 海 道	北海道Vプラン、北海道動力プラン																																								
東 北	東北Vプラン、東北動力プラン																																								
関 東	Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン																																								
中 部	中部Vプラン、中部動力プラン																																								
北 陸	北陸Vプラン、北陸動力プラン																																								
関 西	関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン																																								
中 国	中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン																																								
四 国	四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン																																								
九 州	九州Vプラン、九州動力プラン																																								
エ リ ア	対象となる契約種別																																								
北 海 道	北海道Vプラン、北海道動力プラン、 北海道EV夜とくプラン																																								
東 北	東北Vプラン、東北動力プラン、 東北EV夜とくプラン																																								
関 東	Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、 東京EV夜とくプラン																																								
中 部	中部Vプラン、中部動力プラン、 中部EV夜とくプラン																																								
北 陸	北陸Vプラン、北陸動力プラン、 北陸EV夜とくプラン																																								
関 西	関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、 関西EV夜とくAプラン 、 関西EV夜とくBプラン																																								
中 国	中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、 中国EV夜とくAプラン 、 中国EV夜とくBプラン																																								
四 国	四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、 四国EV夜とくAプラン 、 四国EV夜とくBプラン																																								
九 州	九州Vプラン、九州動力プラン、 九州EV夜とくプラン																																								

ENEOSでんき ENEOSカード（CB）割引契約約款 【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																																																																																
<p>ENEOSカード（CB）割引契約約款</p> <p>附則（実施期日）</p> <p>1. この割引約款は、2024年4月1日から実施いたします。</p> <p>別 表（対象プラン）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">エ</th> <th style="width: 10%;">リ</th> <th style="width: 10%;">ア</th> <th style="width: 70%;">対象となる契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北</td> <td>海</td> <td>道</td> <td>北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン（SS）</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>北</td> <td></td> <td>東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東北動力プラン（SS）</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>東</td> <td></td> <td>東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A（東京）、my標準プラン（東京）、my動力プラン（東京）、myたっぷりプラン（東京）、myまとめてプラン（東京）、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東京動力プラン（SS）</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>部</td> <td></td> <td>中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A（中部）、my標準プラン（中部）、my動力プラン（中部）、ゼロ円ソーラー中部Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中部動力プラン（SS）</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td>陸</td> <td></td> <td>北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン（SS）</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>西</td> <td></td> <td>関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A（関西）、my標準プランー従量電灯B（関西）、my動力プラン（関西）、ゼロ円ソーラー関西Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー関西動力プラン（SS）</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>国</td> <td></td> <td>中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中国動力プラン（SS）</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>国</td> <td></td> <td>四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー四国動力プラン（SS）</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>州</td> <td></td> <td>九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー九州動力プラン（SS）</td> </tr> </tbody> </table>	エ	リ	ア	対象となる契約種別	北	海	道	北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン（SS）	東	北		東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東北動力プラン（SS）	関	東		東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A（東京）、my標準プラン（東京）、my動力プラン（東京）、myたっぷりプラン（東京）、myまとめてプラン（東京）、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東京動力プラン（SS）	中	部		中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A（中部）、my標準プラン（中部）、my動力プラン（中部）、ゼロ円ソーラー中部Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中部動力プラン（SS）	北	陸		北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン（SS）	関	西		関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A（関西）、my標準プランー従量電灯B（関西）、my動力プラン（関西）、ゼロ円ソーラー関西Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー関西動力プラン（SS）	中	国		中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中国動力プラン（SS）	四	国		四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー四国動力プラン（SS）	九	州		九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー九州動力プラン（SS）	<p>ENEOSカード（CB）割引契約約款</p> <p>附則（実施期日）</p> <p>この割引約款は、2024年5月13日から実施いたします。</p> <p>別 表（対象プラン）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">エ</th> <th style="width: 10%;">リ</th> <th style="width: 10%;">ア</th> <th style="width: 70%;">対象となる契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北</td> <td>海</td> <td>道</td> <td>北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン（SS）、北海道EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>北</td> <td></td> <td>東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東北動力プラン（SS）、東北EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>東</td> <td></td> <td>東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A（東京）、my標準プラン（東京）、my動力プラン（東京）、myたっぷりプラン（東京）、myまとめてプラン（東京）、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東京動力プラン（SS）、東京EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>部</td> <td></td> <td>中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A（中部）、my標準プラン（中部）、my動力プラン（中部）、ゼロ円ソーラー中部Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中部動力プラン（SS）、中部EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td>陸</td> <td></td> <td>北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン（SS）、北陸EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>西</td> <td></td> <td>関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A（関西）、my標準プランー従量電灯B（関西）、my動力プラン（関西）、ゼロ円ソーラー関西Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー関西動力プラン（SS）、関西EV夜とくAプラン、関西EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>国</td> <td></td> <td>中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中国動力プラン（SS）、中国EV夜とくAプラン、中国EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>国</td> <td></td> <td>四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー四国動力プラン（SS）、四国EV夜とくAプラン、四国EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>州</td> <td></td> <td>九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー九州動力プラン（SS）、九州EV夜とくプラン</td> </tr> </tbody> </table>	エ	リ	ア	対象となる契約種別	北	海	道	北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン（SS）、 北海道EV夜とくプラン	東	北		東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東北動力プラン（SS）、 東北EV夜とくプラン	関	東		東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A（東京）、my標準プラン（東京）、my動力プラン（東京）、myたっぷりプラン（東京）、myまとめてプラン（東京）、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東京動力プラン（SS）、 東京EV夜とくプラン	中	部		中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A（中部）、my標準プラン（中部）、my動力プラン（中部）、ゼロ円ソーラー中部Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中部動力プラン（SS）、 中部EV夜とくプラン	北	陸		北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン（SS）、 北陸EV夜とくプラン	関	西		関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A（関西）、my標準プランー従量電灯B（関西）、my動力プラン（関西）、ゼロ円ソーラー関西Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー関西動力プラン（SS）、 関西EV夜とくAプラン 、 関西EV夜とくBプラン	中	国		中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中国動力プラン（SS）、 中国EV夜とくAプラン 、 中国EV夜とくBプラン	四	国		四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー四国動力プラン（SS）、 四国EV夜とくAプラン 、 四国EV夜とくBプラン	九	州		九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー九州動力プラン（SS）、 九州EV夜とくプラン
エ	リ	ア	対象となる契約種別																																																																														
北	海	道	北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン（SS）																																																																														
東	北		東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東北動力プラン（SS）																																																																														
関	東		東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A（東京）、my標準プラン（東京）、my動力プラン（東京）、myたっぷりプラン（東京）、myまとめてプラン（東京）、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東京動力プラン（SS）																																																																														
中	部		中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A（中部）、my標準プラン（中部）、my動力プラン（中部）、ゼロ円ソーラー中部Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中部動力プラン（SS）																																																																														
北	陸		北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン（SS）																																																																														
関	西		関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A（関西）、my標準プランー従量電灯B（関西）、my動力プラン（関西）、ゼロ円ソーラー関西Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー関西動力プラン（SS）																																																																														
中	国		中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中国動力プラン（SS）																																																																														
四	国		四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー四国動力プラン（SS）																																																																														
九	州		九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー九州動力プラン（SS）																																																																														
エ	リ	ア	対象となる契約種別																																																																														
北	海	道	北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン（SS）、 北海道EV夜とくプラン																																																																														
東	北		東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東北動力プラン（SS）、 東北EV夜とくプラン																																																																														
関	東		東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A（東京）、my標準プラン（東京）、my動力プラン（東京）、myたっぷりプラン（東京）、myまとめてプラン（東京）、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン（SS）、ゼロ円ソーラー東京動力プラン（SS）、 東京EV夜とくプラン																																																																														
中	部		中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A（中部）、my標準プラン（中部）、my動力プラン（中部）、ゼロ円ソーラー中部Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中部動力プラン（SS）、 中部EV夜とくプラン																																																																														
北	陸		北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン（SS）、 北陸EV夜とくプラン																																																																														
関	西		関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A（関西）、my標準プランー従量電灯B（関西）、my動力プラン（関西）、ゼロ円ソーラー関西Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー関西動力プラン（SS）、 関西EV夜とくAプラン 、 関西EV夜とくBプラン																																																																														
中	国		中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー中国動力プラン（SS）、 中国EV夜とくAプラン 、 中国EV夜とくBプラン																																																																														
四	国		四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン（SS）、ゼロ円ソーラー四国動力プラン（SS）、 四国EV夜とくAプラン 、 四国EV夜とくBプラン																																																																														
九	州		九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン（SS）、ゼロ円ソーラー九州動力プラン（SS）、 九州EV夜とくプラン																																																																														

ENEOSでんき ENEOSカード特典契約約款

【新旧対照表】

現 約 款	新 約 款																																																																																
<p>ENEOSカード特典契約約款</p> <p><u>附則 (実施期日)</u></p> <p>この割引約款は、2024年4月1日から実施いたします。</p> <p>別 表 (対象プラン)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">エ</th> <th style="width: 10%;">リ</th> <th style="width: 10%;">ア</th> <th style="width: 70%;">対象となる契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北</td> <td>海</td> <td>道</td> <td>北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン (SS)</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>北</td> <td></td> <td>東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー東北動力プラン (SS)</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>東</td> <td></td> <td>東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A (東京)、my標準プラン (東京)、my動力プラン (東京)、myたっぷりプラン (東京)、myまとめてプラン (東京)、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン(SS)、ゼロ円ソーラー東京動力プラン(SS)</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>部</td> <td></td> <td>中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A (中部)、my標準プラン (中部)、my動力プラン (中部)、ゼロ円ソーラー中部Cプラン(SS)、ゼロ円ソーラー中部動力プラン(SS)</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td>陸</td> <td></td> <td>北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン(SS)</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>西</td> <td></td> <td>関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A (関西)、my標準プランー従量電灯B (関西)、my動力プラン (関西)、ゼロ円ソーラー関西Bプラン(SS)、ゼロ円ソーラー関西動力プラン(SS)</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>国</td> <td></td> <td>中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー中国動力プラン(SS)</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>国</td> <td></td> <td>四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー四国動力プラン(SS)</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>州</td> <td></td> <td>九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー九州動力プラン(SS)</td> </tr> </tbody> </table>	エ	リ	ア	対象となる契約種別	北	海	道	北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン (SS)	東	北		東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー東北動力プラン (SS)	関	東		東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A (東京)、my標準プラン (東京)、my動力プラン (東京)、myたっぷりプラン (東京)、myまとめてプラン (東京)、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン(SS)、ゼロ円ソーラー東京動力プラン(SS)	中	部		中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A (中部)、my標準プラン (中部)、my動力プラン (中部)、ゼロ円ソーラー中部Cプラン(SS)、ゼロ円ソーラー中部動力プラン(SS)	北	陸		北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン(SS)	関	西		関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A (関西)、my標準プランー従量電灯B (関西)、my動力プラン (関西)、ゼロ円ソーラー関西Bプラン(SS)、ゼロ円ソーラー関西動力プラン(SS)	中	国		中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー中国動力プラン(SS)	四	国		四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー四国動力プラン(SS)	九	州		九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー九州動力プラン(SS)	<p>ENEOSカード特典契約約款</p> <p><u>附則 (実施期日)</u></p> <p>この割引約款は、2024年5月13日から実施いたします。</p> <p>別 表 (対象プラン)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">エ</th> <th style="width: 10%;">リ</th> <th style="width: 10%;">ア</th> <th style="width: 70%;">対象となる契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北</td> <td>海</td> <td>道</td> <td>北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン (SS)、北海道EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>東</td> <td>北</td> <td></td> <td>東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー東北動力プラン (SS)、東北EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>東</td> <td></td> <td>東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A (東京)、my標準プラン (東京)、my動力プラン (東京)、myたっぷりプラン (東京)、myまとめてプラン (東京)、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン(SS)、ゼロ円ソーラー東京動力プラン(SS)、東京EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>部</td> <td></td> <td>中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A (中部)、my標準プラン (中部)、my動力プラン (中部)、ゼロ円ソーラー中部Cプラン(SS)、ゼロ円ソーラー中部動力プラン(SS)、中部EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>北</td> <td>陸</td> <td></td> <td>北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン(SS)、北陸EV夜とくプラン</td> </tr> <tr> <td>関</td> <td>西</td> <td></td> <td>関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A (関西)、my標準プランー従量電灯B (関西)、my動力プラン (関西)、ゼロ円ソーラー関西Bプラン(SS)、ゼロ円ソーラー関西動力プラン(SS)、関西EV夜とくAプラン、関西EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>中</td> <td>国</td> <td></td> <td>中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー中国動力プラン(SS)、中国EV夜とくAプラン、中国EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>四</td> <td>国</td> <td></td> <td>四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー四国動力プラン(SS)、四国EV夜とくAプラン、四国EV夜とくBプラン</td> </tr> <tr> <td>九</td> <td>州</td> <td></td> <td>九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン(SS)、ゼロ円ソーラー九州動力プラン(SS)、九州EV夜とくプラン</td> </tr> </tbody> </table>	エ	リ	ア	対象となる契約種別	北	海	道	北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン (SS)、 北海道EV夜とくプラン	東	北		東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー東北動力プラン (SS)、 東北EV夜とくプラン	関	東		東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A (東京)、my標準プラン (東京)、my動力プラン (東京)、myたっぷりプラン (東京)、myまとめてプラン (東京)、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン(SS)、ゼロ円ソーラー東京動力プラン(SS)、 東京EV夜とくプラン	中	部		中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A (中部)、my標準プラン (中部)、my動力プラン (中部)、ゼロ円ソーラー中部Cプラン(SS)、ゼロ円ソーラー中部動力プラン(SS)、 中部EV夜とくプラン	北	陸		北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン(SS)、 北陸EV夜とくプラン	関	西		関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A (関西)、my標準プランー従量電灯B (関西)、my動力プラン (関西)、ゼロ円ソーラー関西Bプラン(SS)、ゼロ円ソーラー関西動力プラン(SS)、 関西EV夜とくAプラン 、 関西EV夜とくBプラン	中	国		中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー中国動力プラン(SS)、 中国EV夜とくAプラン 、 中国EV夜とくBプラン	四	国		四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー四国動力プラン(SS)、 四国EV夜とくAプラン 、 四国EV夜とくBプラン	九	州		九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン(SS)、ゼロ円ソーラー九州動力プラン(SS)、 九州EV夜とくプラン
エ	リ	ア	対象となる契約種別																																																																														
北	海	道	北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン (SS)																																																																														
東	北		東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー東北動力プラン (SS)																																																																														
関	東		東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A (東京)、my標準プラン (東京)、my動力プラン (東京)、myたっぷりプラン (東京)、myまとめてプラン (東京)、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン(SS)、ゼロ円ソーラー東京動力プラン(SS)																																																																														
中	部		中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A (中部)、my標準プラン (中部)、my動力プラン (中部)、ゼロ円ソーラー中部Cプラン(SS)、ゼロ円ソーラー中部動力プラン(SS)																																																																														
北	陸		北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン(SS)																																																																														
関	西		関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A (関西)、my標準プランー従量電灯B (関西)、my動力プラン (関西)、ゼロ円ソーラー関西Bプラン(SS)、ゼロ円ソーラー関西動力プラン(SS)																																																																														
中	国		中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー中国動力プラン(SS)																																																																														
四	国		四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー四国動力プラン(SS)																																																																														
九	州		九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー九州動力プラン(SS)																																																																														
エ	リ	ア	対象となる契約種別																																																																														
北	海	道	北海道Aプラン、北海道Vプラン、北海道動力プラン、ゼロ円ソーラー北海道Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北海道動力プラン (SS)、 北海道EV夜とくプラン																																																																														
東	北		東北Aプラン、東北Vプラン、東北動力プラン、ゼロ円ソーラー東北Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー東北動力プラン (SS)、 東北EV夜とくプラン																																																																														
関	東		東京5アンペアプラン、Aプラン、東京Vプラン、動力プラン、東京動力プラン、my標準プランー従量電灯A (東京)、my標準プラン (東京)、my動力プラン (東京)、myたっぷりプラン (東京)、myまとめてプラン (東京)、初期費用ゼロ円ソーラー東京Vプラン、ゼロ円ソーラー東京Vプラン(SS)、ゼロ円ソーラー東京動力プラン(SS)、 東京EV夜とくプラン																																																																														
中	部		中部Aプラン、中部Vプラン、中部動力プラン、my標準プランー従量電灯A (中部)、my標準プラン (中部)、my動力プラン (中部)、ゼロ円ソーラー中部Cプラン(SS)、ゼロ円ソーラー中部動力プラン(SS)、 中部EV夜とくプラン																																																																														
北	陸		北陸Aプラン、北陸Vプラン、北陸動力プラン、ゼロ円ソーラー北陸Cプラン (SS)、ゼロ円ソーラー北陸動力プラン(SS)、 北陸EV夜とくプラン																																																																														
関	西		関西Aプラン、関西Bプラン、関西動力プラン、my標準プランー従量電灯A (関西)、my標準プランー従量電灯B (関西)、my動力プラン (関西)、ゼロ円ソーラー関西Bプラン(SS)、ゼロ円ソーラー関西動力プラン(SS)、 関西EV夜とくAプラン 、 関西EV夜とくBプラン																																																																														
中	国		中国Aプラン、中国Bプラン、中国動力プラン、ゼロ円ソーラー中国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー中国動力プラン(SS)、 中国EV夜とくAプラン 、 中国EV夜とくBプラン																																																																														
四	国		四国Aプラン、四国Bプラン、四国動力プラン、ゼロ円ソーラー四国Bプラン (SS)、ゼロ円ソーラー四国動力プラン(SS)、 四国EV夜とくAプラン 、 四国EV夜とくBプラン																																																																														
九	州		九州Aプラン、九州Vプラン、九州動力プラン、ゼロ円ソーラー九州Cプラン(SS)、ゼロ円ソーラー九州動力プラン(SS)、 九州EV夜とくプラン																																																																														

以上